

令和8年度
高度救命処置用資機材
整備事業仕様書

安芸市消防本部

高度救命処置用資機材仕様書

第1章 総則

1. 目的

この仕様書は、安芸市消防本部（以下「当本部」という。）が令和8年度高規格救急自動車整備事業により購入する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）に積載する高度救命処置用資機材等（以下「資機材等」という。）の購入について定めることを目的とする。

2. 法令等の遵守

資機材等は薬事法（昭和35年法律第145号）に適合し、かつ、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号通知）を遵守したものでなければならない。

3. 提出書類

- (1) 受注者は、仕様内容について当本部及び車両納入業者と打合せを行い、十分協議すること。
- (2) 納入時に下記の書類を当本部に提出すること。
 - ア 保証書
 - イ 取扱説明書
 - ウ その他当本部が指示するもの

4. 購入物品

別紙別表1のとおり。

5. 納入等

- (1) 納入期限
令和8年12月15日（火）
- (2) 納入場所
安芸市消防本部（高知県安芸市西浜190番地1）
※ただし、車両に取り付けが必要な資機材等は事前に取り付け、車両とともに納入すること。また、別表1に掲げる現有する救急車から移設が必要である資機材についても同様とする（移設については、当本部と協議すること）。
- (3) 完成受入検査等
納入時取扱い説明を実施し、後日当本部から依頼のあった場合も良心的に対応すること。

6. 保証期間

保証期間は納入後1年間とし、1年以内に生じた障害で受注者の責任とみなされるものについては、速やかに修理修復すること。また、重大な故障で製作上の責任と判断される場合は、受注者は上記期限を経過したものであっても、当本部と協議のうえ無償にて取り替え又は修理修復すること。

また、救急搬送用人工呼吸器(アンサーライト)については、メーカーが定める耐用期間の保証及び保守点検を含むものとする。

7. 補則

- (1) 本仕様書に明記した資機材等はすべて最新製造とし、入札後に最新の認可等

があった場合は、当本部と協議し納入に努めること。

- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合は、協議するものとする。
- (3) 公表している標準取付品及び付属品等は全て納入すること。ただし、本仕様で指定しているものと重複するものについては除くことが出来るものとする。
また、本仕様書に記載が無い事項でも、運用に当然必要なものについては付加すること。
- (4) 資機材の積載（位置、方法、配線等）については、当本部及び車両納入業者と細部にわたり十分な打ち合わせをすること。